

平成22年10月27日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ネ)第1863号不当利得返還請求控訴事件 (原審 大阪地方裁判所堺支部平成21年(ワ)第958号)

口頭弁論終結日 平成22年9月8日

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控訴人	プロミス株式会社
同代表者代表取締役	久保健
同訴訟代理人弁護士	今野裕之

被控訴人

同訴訟代理人弁護士	堀井昭暢
主文	

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1，2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

被控訴人は、消費者金融会社であるリッチ株式会社（同社は平成14年4月に株式会社ぷらっとに、平成17年6月に株式会社クオーローンに、平成19年12月1日に株式会社タンポートに、その後、株式会社クラヴィスに商号を順次変更した。原判決説示の「訴外会社」）との間で金銭消費貸借契約を締

結して借入れと弁済を繰り返していた（原判決説示の「本件取引1」）が、その後、控訴人との間で金銭消費貸借契約を締結し、控訴人から借り入れた金銭により訴外会社に対する債務を全額弁済し、以後は控訴人に対して弁済を続けた（原判決説示の「本件取引2」）。結局、被控訴人は、上記の借入による弁済により本件取引1を終了させ、以後、控訴人との間で本件取引2を始めたものである（原判決説示の「本件切替え」）。

被控訴人は、控訴人は訴外会社から営業譲渡、契約上の地位の移転を受けた、あるいは、本件取引1により生じた過払金返還債務について併存的債務引受けをした、そうでないとしても同債務を承継しないとの主張は信義則上許されず、本件取引1、2は一連一体のものといえると主張した。そして、本件取引1、2の取引経過を利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると過払金が発生しているとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金180万0886円及び過払金に対する悪意の受益者としての利息28万0941円、合計208万1827円及び内180万0886円に対する最終取引日の翌日である平成21年2月17日から支払済みまで民法704条所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めた。

これに対し、控訴人は、被控訴人の営業譲渡などの主張をすべて争った上、本件取引1、2は分断していると主張して争った。

## 2 訴訟経緯

### (1) 原判決の要旨

ア 控訴人は、本件取引1上の債務（訴外会社の被控訴人に対する過払金返還債務）を債務引受けし、被控訴人は本件切替え時に作成した「残高確認書兼振込代行申込書」（甲2 「本件申込書」）に署名したことで、上記債務引受けについて受益の意思表示をした。

本件切替え時に上記債務引受けに係る被控訴人の控訴人に対する債務履行請求権が発生した以上、後に、訴外会社と控訴人間で債務引受条項（「本

件債務引受条項」)を削除したとしても、上記請求権に何ら影響を与えない。

本件切替えは、控訴人グループ再編の一環として、控訴人が主導して行ったものであり、控訴人の説明等により、被控訴人は、本件切替えが余儀ないものであり、同手続は契約の主体の変更であり、これによる不利益はないものと認識して、応じたものと認められる。

上記事実関係によれば、控訴人主導の債権切替えによって、本件切替え時に取引が分断されたことを前提とした過払金返還請求権の行使しかできなくなることは社会通念に照らして不合理であり、当事者の合理的な意思解釈にも反する。

よって、上記事実関係に照らせば、本件取引1、2は一連一体のものと扱うべきである。

- イ 被控訴人は、本件切替えの実体は、訴外会社から控訴人に対する営業譲渡又は契約上の地位の移転である旨主張するが、いずれも認められない。
- ウ 悪意の受益者について

訴外会社及び控訴人は、貸金業者として、法律上の原因がないことを知りながら利息制限法所定の制限利率を超える部分を利息として受領したと推定されるところ、控訴人は、その推定を覆す具体的な訴訟活動を行っていないから、訴外会社及び控訴人は、本件取引1、2で発生した過払金について過払金発生時から悪意の受益者として利息支払義務を負う。

## (2) これに対して、控訴人が本件控訴を提起した。

したがって、当審における審判の対象は、被控訴人の控訴人に対する不当利得返還請求の当否であり(悪意の受益者としての利息支払請求の当否を含む。)，実質上の争点は、訴外会社から控訴人への営業譲渡、契約上の地位の移転、債務引受けの成否等である。

## 3 前提事実

原判決2頁9行目から20行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 4 爭点及びこれに関する当事者の主張

原判決2頁22行目から3頁25行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 5 当審における控訴人の補充主張

(1) 本件申込書に紛争窓口を控訴人とする旨記載したのは、サービスのため控訴人が紛争窓口になるというだけであって、本件申込書には控訴人が訴外会社の債務を引き受けるとの記載はなく、債務引受けを前提に控訴人が紛争の窓口となつたのではない。本件取引1、2は一連一体ではない。

(2) 本件申込書に被控訴人が署名したことが受益の意思表示であるとの認定は不当である。上記署名当時、被控訴人は訴外会社に対して不当利得返還債権があることを認識していなかったのであるから、上記署名が受益の意思表示となるはずがない。

(3) 被控訴人が控訴人に対して受益の意思表示をしたのは、平成21年5月1日（訴状送達時）であるところ、それ以前の平成20年12月15日付け業務提携契約書に係る変更契約書（乙6）によって、控訴人は訴外会社との間で債務引受け契約を合意解除しているから、被控訴人に対する債務の履行に応じる理由はない。

#### 第3 当裁判所の判断

1 爭点(1)（控訴人は、本件取引1により生じた過払金返還債務を承継するか。承継する場合、本件取引1と2は一連一体のものといえるか。）について

(1) 認定事実（争いのない事実、原判決文中掲記証拠、甲8、弁論の全趣旨）  
原判決4頁4行目から6頁3行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、4頁10行目の次に改行の上、次のとおり加える。

「 上記新事業戦略は、控訴人グループ会社の再編を図るものであり、これ

は、『貸金業関連法の完全施行下におけるコスト構造への転換を図るべく、あらゆるコストを効率化し、グループ全体で、中期的に金融費用、貸倒費用を除き年間約400億円のコスト削減の実現を目指す』ために実施されたものである。」

## (2) 判断

ア 上記認定事実によれば、訴外会社は、控訴人傘下のグループ会社の一つであったところ（100%子会社）、控訴人は、経営環境の変化の下、グループ全体でコスト削減を図るべく、傘下の子会社再編を行い、本件切替えもその一環として行われたものである。これは、傘下子会社の貸金業務を控訴人ほか一社に集約することでコスト削減を図ろうとするものであり、そのため、子会社の新規・追加貸付を中止して、その貸付債権を控訴人らに譲渡させることにしたのである、本件切替えもその一環としておこなわれたものである。

ところで、上記貸付債権は、子会社である消費者金融会社と顧客との間の基本取引契約に基づく継続的な取引における債権であるところ、その継続的取引の間には、顧客との間に種々の債権・債務が発生する可能性があることは当然である。特に、上記再編計画時点（平成19年5月ころ 甲6）においては、裁判例の動向等から、控訴人としても、当然に、訴外会社を含む傘下子会社に過払金債務が発生している可能性は認識していたはずである（また、取引履歴を調査すれば、容易に判明したといえる。）。そして、上記発生した過払金は、その後に発生する新たな借入金債務に充当されるとの（默示的）合意があることが合理的に推認されるのである。したがって、上記継続的取引の継続中、金融会社が合理的理由なく一方的に、過払金債務のみを基本取引関係から切り離すことは、当事者の合理的意思に反するものであり、信義則上許されないとすべきである。

そして、控訴人は、訴外会社が顧客に対して負う債務（乙5では利息返還債務等と表示されているが、過払金債務の存在も当然に認識されていたはずである。）について連帶責任を負い、併存的債務引受をすることとし、これを前提として、顧客に対して、切替契約後におけるすべての紛争に関する窓口を控訴人とする旨告知すること（本件告知条項）にしたのである。その上で、訴外会社及び控訴人の主導により、顧客（被控訴人）に、訴外会社との取引に係る紛争等の窓口は、控訴人となることを合意する旨の記載のある「残高確認書兼振込代行申込書」に署名させたのである。そうすると、控訴人と訴外会社の上記債務承継（引受）はグループ傘下の金融会社間の内部合意という形式をとっているが、一連の手続全体をみれば、顧客（被控訴人）に対し、基本的取引契約に基づく継続的取引については、債権・債務関係を含む契約上の地位を承継することを表示し、顧客（被控訴人）もこれに同意したとみるのが信義則上も相当である。

したがって、控訴人は、本件取引1により生じた過払金債務を承継し、また、本件取引1と2は一連一体のものと解すべきである。

イ なお、仮に、本件切替え自体は、控訴人と被控訴人との金銭消費貸借契約の締結と被控訴人の弁済による訴外会社との取引終了との形式をとっていることから、これを契約上の地位の承継あるいは営業譲渡であるとは認められないとの解釈をとったとしても、併存的債務引受及び受益の意思表示により、控訴人は、本件取引1により生じた過払金債務を承継し、また、本件取引1と2は一連一体のものと解すべきことは、原判決説示（6頁24行目から8頁12行目まで）のとおりであるから（なお、上記アで説示したところも、信義則上の見地から、これを補完するものである。），これを引用する。

### （3）当審における控訴人の補充主張について

上記説示のとおり、控訴人が訴外会社の契約上の地位を承継したと解される以上、控訴人の上記主張はいずれも理由がないが、債務引受けの認定に関する主張として、以下判断する。

ア 控訴人は、サービスのため控訴人が紛争窓口になっただけであって、債務引受けを前提に紛争の窓口となったのではないから、本件取引1、2は一連一体ではない旨主張する。

しかし、原判決説示のとおり、控訴人は訴外会社との間で合意した本件債務引受け条項とこれに続く本件告知条項に基づき、債務引受けを前提に紛争の窓口となったものと認められ、また、信義則上も、本件取引1、2は一連一体のものというべきであるから、控訴人の主張は理由がない。

イ 控訴人は、被控訴人は署名当時、訴外会社に対して不当利得返還債権があることを認識していなかったのであるから、同署名が受益の意思表示であるとの認定は不当である旨主張する。

しかし、原判決説示のとおり、被控訴人は控訴人の説明等により本件切替えを契約主体の変更、すなわち、訴外会社と被控訴人との間の債権、債務関係は控訴人が紛争の窓口になることによってすべて控訴人に引き継がれるものと認識していたのであり、本件署名には、本件取引1において訴外会社に対して発生している権利があれば、当然にその併存的債務引受けについての受益の意思表示を包含していたと考えるのが合理的であるから、控訴人の主張は理由がない。

ウ 控訴人は、被控訴人が控訴人に対して受益の意思表示をした平成21年5月11日（訴状送達時）より前の平成20年12月15日付け業務提携契約書に係る変更契約書によって訴外会社との債務引受け契約を合意解除しているから、被控訴人に対する債務の履行に応じる理由はない旨主張する。

しかし、原判決説示のとおり、被控訴人は本件申込書（甲2によれば、

平成19年9月14日付けである。)に署名したことで、同日、債務引受けについて受益の意思表示をし、これは平成20年12月15日付け上記合意解除より前であるから、被控訴人の控訴人に対する債務履行請求権に何ら影響を与えない。また、上記説示したとおり、信義則上の見地からも、控訴人の主張は理由がない。

2 争点(2) (控訴人及び訴外会社は、悪意の受益者であるか。悪意の受益者である場合、利息はいつから発生するか。)について

原判決8頁14行目から22行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

3 結論

以上のとおりであって、原判決は結論において相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 赤 西 芳 文

裁判官 片 岡 勝 行

裁判官 久 留 島 群 一

これは正本である。

平成22年10月27日

大阪高等裁判所第10民事部

裁判所書記官 清水 真子

